

会則改定動議

平成27年9月4日（金）

提案：会則第7条の2)から、「運営委員会で審議され」を削除する。

提案理由：

第7条（除名）の2)は、一時的ないし永久的な除名の条件として、「運営委員会で審議され、総会で3分の2以上の承認をもって、除名とする。」と規定している。

この条文の意味は必ずしも明確でないが、
＜除名の提案は、運営委員会での審議を経てのみ行なえる＞
と解釈できる余地がある。

この解釈に従えば、会員の権利への重大な制限について運営委員会が過大な権限を持ち、本来の主権者たる一般会員が同様の権限を行使できない。また、運営委員に対しての除名の発動が困難となる。

この事態は、専門家にとどまらずすべての人に平等に門戸を開く当学会の理念と矛盾する。

したがって、一般会員の議案提出権が制限されないよう、上述の提案を行なうものである。

提出者：第20期運営委員有志